

食品製造業、飲食店における 化学物質による労働災害を防止しましょう！

「有害物等との接触」により生じた労働災害は、**食品製造業、飲食店で多発**している状況にあります。

図1 業種別発生状況(※)

化学物質の性状に関連の強い労働災害のうち、「有害物等との接触」による労働災害は3年間（令和元年から3年）で1,229件に上り、業種別の発生状況では、食品製造業が162件と最も多く、飲食店でも62件の労働災害が発生しています。

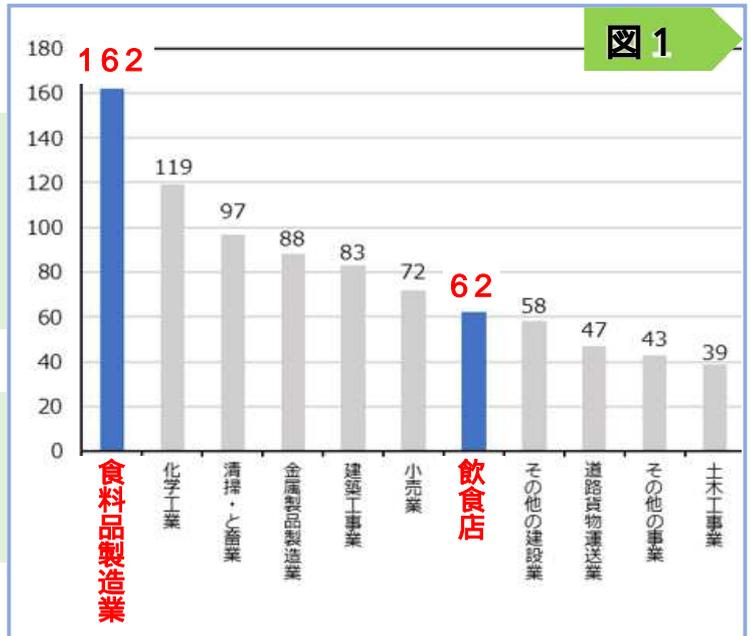


図2 労働災害の要因(※)

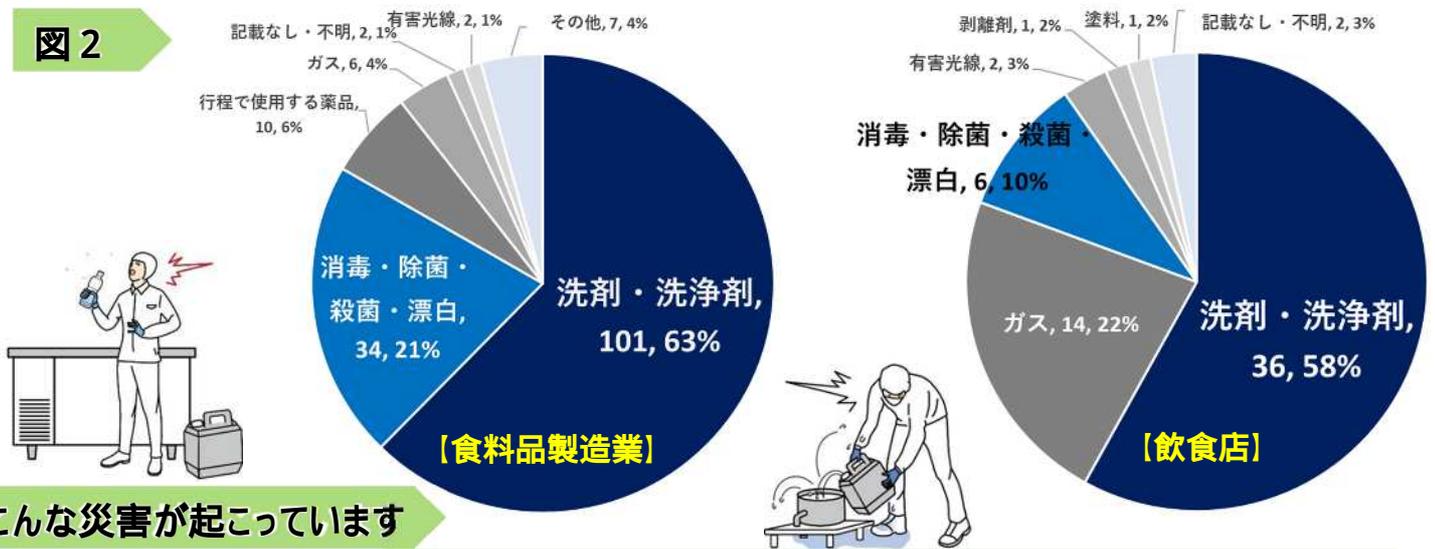
上記の労働災害のうち、食洗剤・洗浄剤や消毒・除菌・殺菌・漂白による事例が占める割合

- 食品製造業：84%（162件のうち135件）
- 飲食店：68%（62件のうち42件）

厚生労働省「化学物質に性状に関連の強い労働災害の発生状況」

災害要因は、「洗剤・洗浄剤」「消毒・除菌・殺菌・漂白」の占める割合が多い。

図2



こんな災害が起っています

- 事例1 食品製造業において、タンク洗浄用の液体アルカリ洗剤補充のため、重さ20kgのアルカリ系洗浄剤を持って容器に補充する際、アルカリ系洗浄剤が少し勢い付いた時に跳ねた洗剤が右足の靴に入り受傷した。
- 事例2 飲食店において、店内調理場にて熱い状態の野菜炒め機を洗浄しようと、洗剤をポンプに直接入れたとき、突沸した洗剤が左目に入り負傷した。
- 事例3 食品製造業において、製造機械をアルカリ性の薬品を水で薄めた液体の溜まっているシンクから取り出す作業を繰り返し行っていた時に手袋とアームカバーの隙間から液体が入り、作業服の下の衣服を伝って皮膚に浸透し、時間の経過と共に左手首と右手首から右肘にかけてひどく火傷した。
- 事例4 飲み物設置場所の近くに置いてあったペットボトルに小分けされた洗浄剤を、飲み物と勘違いして誤飲した。
- 事例5 トイレ掃除において、2種類の洗剤を併用したため、塩素ガスが発生し中毒となった。

「職場の化学物質管理の道しるべ ケミガイド」で必要な対応をチェック

ケミガイド

検索



化学物質管理者を選任していますか？

- リスクアセスメント対象物を取り扱う全ての事業場を対象に、化学物質管理者の選任が義務付けられています。ただし、一般消費者向けの製品のみを取り扱う事業場は対象外です。
(全業種対象・令和6年4月1日から義務化)

○ 化学物質管理者の職務

- ラベル・SDSの管理
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知・教育
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応 など



リスクアセスメントを実施していますか？

- リスクアセスメントとは、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者が労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積り、リスクの低減対策を検討することです。
- これにより、**化学物質の危険有害性によって起こりうる労働災害の未然防止に繋げることがリスクアセスメントの目的になります**
- 令和5年4月1日からリスクアセスメント結果等の保存が義務付けられました。(最低3年間)
- リスクアセスメントは大きく次の5つのステップで実施します。

1. 化学物質などによる危険性または有害性の特定
2. リスクの見積り
3. リスク低減措置の内容の検討
4. リスク低減措置の実施
5. リスクアセスメント結果の労働者への周知

各ステップの概要は、パンフレット「労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう」で確認することができます。



化学物質管理マニュアルを活用しよう！

- 本マニュアルは、主に食品品製造業において使用される食品製造設備や、食品加工設備の洗浄作業において、適切なリスク低減措置を示すことを目的に、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針に対応したものです。

厚生労働省 HP (化学物質リスクアセスメントについて) に以下のマニュアル等が掲載されています。

業種・作業別マニュアル (洗剤・洗浄剤) (食品品製造業・飲食店)

化学物質管理マニュアル解説テキスト (食品品製造業・飲食店での洗浄作業)



保護具着用管理責任者を選任していますか？



- リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる事業場については、保護具着用管理責任者の選任が必要となります。
- 保護具着用管理責任者は、有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理、その他保護具の管理に関わる業務を行います。

保護具の使用義務 (皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止)



- 「健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質」を取り扱う業務に従事する労働者は、保護眼鏡、不透透性の保護衣、保護手袋や履物等の適切な保護具の使用が必要となります。
- 「健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質」の見分け方は、SDS から判断できます。
- SDS の「危険有害性の要約」に記載されている情報のうち、「皮膚腐食性・刺激性」「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されていれば該当となります。
- **油污れ用洗剤に含まれる「水酸化ナトリウム (苛性ソーダ)」「水酸化カリウム」や、漂白剤、消毒剤として使用される「次亜塩素酸ナトリウム」等が該当するので、使用していれば保護具の着用が必要です。**

厚生労働省 HP (化学物質による労働災害防止のための新たな規制について) に以下のマニュアル等が掲載されていますので、参考としてください。

「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」

「リーフレット (皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル (概要))」



詳しくは、奈良労働局労働基準部健康安全課、もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。